

白石町立あかり保育園の  
あり方検討委員会報告書

令和3年12月

# 目次

はじめに. ～報告書と本委員会設置の背景～	.....	1
1 幼児教育・保育の現状		
(1) 少子化の状況	.....	2
(2) 保育園・こども園の位置	.....	4
(3) 施設の老朽化	.....	5
(4) 保育サービス	.....	5
(5) 運営費等のしくみ	.....	6
2 白石町立あかり保育園のあり方検討委員会における議論の整理		
(1) 白石町の現状と課題	.....	7
(2) 本委員会であった主な意見	.....	8
(3) あり方検討委員会の意見のとりまとめ	.....	9
3 検討委員会経過	.....	10

はじめに

～報告書と本委員会設置の背景～

本報告書は、白石町内に1園存在する公立保育所の今後の運営のあり方について、本委員会としての意見を取りまとめたものです。

公立保育所では平成16年度から国の三位一体改革により、国や県からの運営費や施設整備補助金が廃止されたことに伴い、保育時間の拡充をはじめとした多様化する保育ニーズへの対応や老朽化した保育所施設の整備には、町の行財政運営に少なからず影響を及ぼす状況であります。

そういった中で、民間活力の導入など限られた財源の中で最大の効果をあげるために、平成23年9月に策定した「町立保育園公設民営化等基本計画」に基づき、町内6保育園において、5年間の指定管理(公設民営)期間を経て私立保育園へと移行し、各園ともに保育の質や運営及び経営状況も良好な状況となっています。このような中、公立保育園が今後、どのような方向性で進んでいくのか、役割や存在意義等を整理検討するため、委員会を設置する運びとなりました。

本委員会は令和3年3月に設置され、計3回の会議で議論を重ねてきました。町の保育提供体制の更なる充実に向けて、本委員会での意見の集約をここに報告します。

# 1 幼児教育・保育の現状

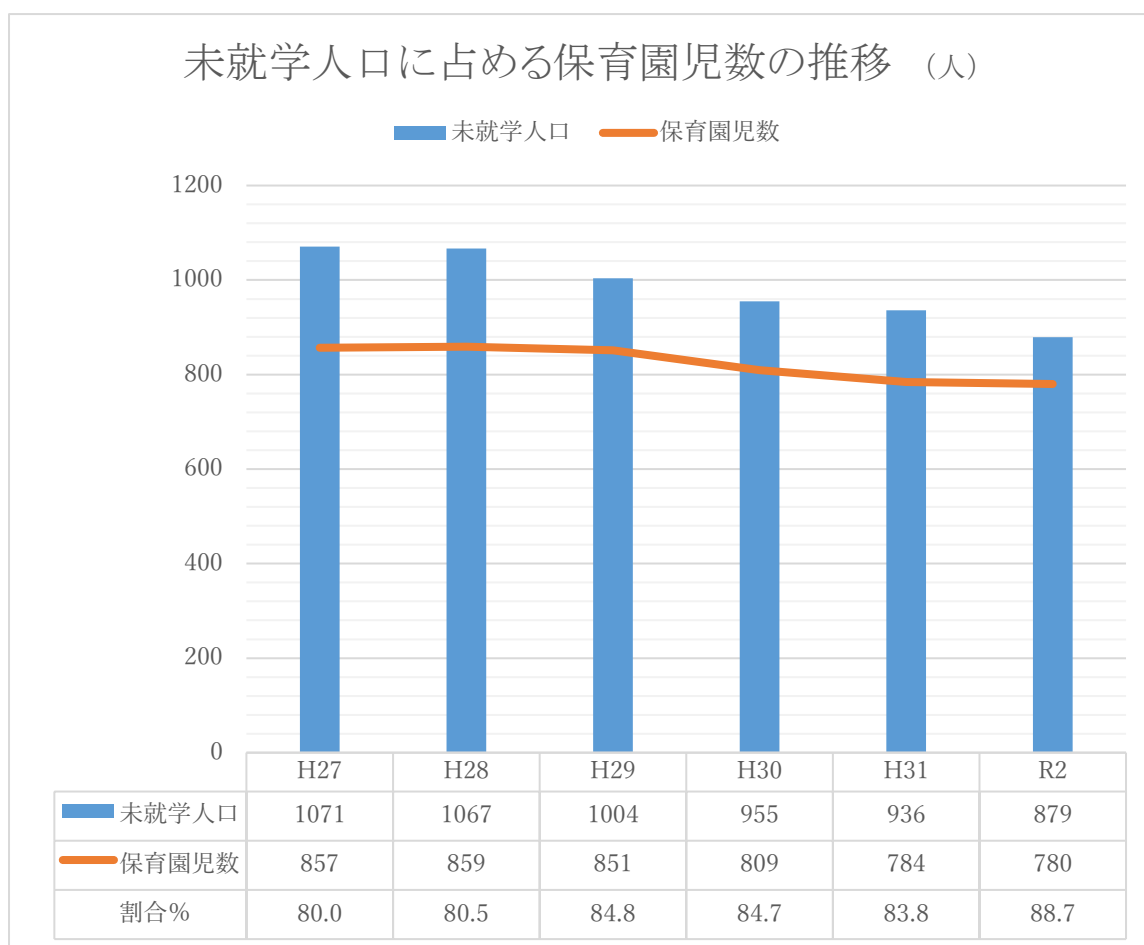
幼児教育・保育のあり方を検討する上で参考となる情報として、児童数やその推移、保育施設の配置・定員数や老朽化、保育サービスの内容など、白石町の幼児教育や保育がおかれている現状について整理して記載します。

## (1) 少子化の状況

### ①未就学人口に占める保育園児数の推移(H27～R2)

白石町では平成27年から令和2年までの5年間に、1,071人から879人と減少しており、総人口に占める割合は3.9%で、平成27年(4.4%)と比較すると、0.5ポイントの減となっています。

また、令和2年の未就学人口に占める認可保育園に通う園児数は780人、未就学人口に占める割合は、88.7%で、平成27年(80.0%)と比較すると、8.7ポイントの増となっており、核家族化や共稼ぎ世帯の増加、就労形態の多様化が進み、低年齢の児童を中心に保育の需要が高まっています。



## ②長期的な保育園児数の見通し

白石町の未就学人口(0-5歳)の減少傾向は、将来的にも続くと予測されています。

白石町人口ビジョンによる人口推移の見通しでは未就学児童数は30年後に約半数になると予想されており、園児数を現在の9園で割ると1園あたりの園児数は47人となります。

また、町の総人口(R3.1.1現在)を施設数で割ると現状で1園あたり2,496人となっています。

年齢0～5歳人口の見通し(白石町人口ビジョンR2.3改訂)							
男女計	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
総人口	22,258	20,615	18,999	17,465	16,061	14,638	13,358
0～5歳	916	799	695	605	548	506	473
就園率88.7%	812	709	617	537	486	449	419
※1園あたり園児	90	79	69	60	54	50	47
※1園あたり人口	2,473	2,291	2,111	1,941	1,785	1,626	1,484

※園児数及び総人口を保育園こども園9施設で割った数

県内20市町における保育所等施設数と1園あたりの人口(R3.1.1)						
県内20市町	幼稚園	保育園	こども園	施設計	総人口における1園あたり人口	待機児童
A町	0	1	0	1	6,306	
B町	1	2	2	5	3,491	
C市	2	7	4	13	3,458	
D町	4	3	1	8	3,219	有
E市	0	6	4	10	3,126	
F市	5	17	3	25	2,959	
G町	4	4	1	9	2,861	有
H市	16	34	32	82	2,825	有
I市	1	32	11	44	2,724	有
J町	0	2	0	2	2,703	
K市	1	4	13	18	2,702	
L町	2	2	2	6	2,695	有
白石町	0	7	2	9	2,496	
M町	0	4	4	8	2,438	
N町	0	3	1	4	2,133	
O市	2	22	2	26	2,075	
P市	2	8	3	13	1,975	
Q町	1	3	1	5	1,942	
R市	1	12	3	16	1,788	
S市	0	9	4	13	1,440	
合計	37	176	98	311	2,631	

## (2) 保育園・こども園の位置

白石町内には認可保育施設が9ヶ所あり、うち1園が公立、8園が私立となっています。

そのうち認定こども園は2ヶ所、認可保育園が7ヶ所(うち、公立1園)となっており、現在の小学校区ごとに配置されています。

### ○白石町内保育園施設一覧(校区别)

校区	認定こども園	認可保育園	運営実施者
白石	ふくたこども園		H27.4～公設民営 R2.4～私立 R3.4～認定こども園 社会福祉法人 白石福祉会
六角		六角保育園	H26.4～公設民営 H31.4～私立 社会福祉法人 北方福祉会
須古		須古保育園	S36.1～私立 社会福祉法人 隆城福祉会
北明		あかり保育園	公立
福富		福富保育園	H27.4～公設民営 R2.4～私立 社会福祉法人いとわ
有明東	ありあけ幼稚園		S38.1～幼稚園 H27.4～認定こども園 学校法人 静光学園
		みのり保育園	H26.4～公設民営 H31.4～私立 社会福祉法人 仁美会
有明西		有明ふたば保育園	H25.4～公設民営 H30.4～私立 社会福祉法人 旭ヶ丘福祉会
有明南		有明わかば保育園	H27.4～公設民営 R2.4～私立 社会福祉法人 明和会



### (3) 施設の老朽化

施設の多くは昭和50年代に建築され、施設の老朽化は喫緊の課題となっています。

公立保育園の園舎建設に対する国の補助金は平成 18 年に廃止となりましたが、私立保育園は現在も従来どおりの補助金(建設費の 1/2)があります。白石町においても民営化した保育園において、この補助金を利用し、施設の建て替えが実施されています。

#### ○各保育園・こども園の施設(建築物)の現状

保育所名称	利用定員	建 物		建築年月	築年数
		建築面積	構 造		
ふくたこども園	65 人	463.5 m <sup>2</sup>	鉄骨造平屋	S59.4	37 年
六角保育園	70 人	988.3 m <sup>2</sup>	木造平屋	H3.4	30 年
須古保育園	70 人	781.6 m <sup>2</sup>	鉄骨平屋	H27.3	6 年
あかり保育園	90 人	1,142.0 m <sup>2</sup>	鉄骨造平屋	S52.4	44 年
福富保育園	160 人	1,259.5 m <sup>2</sup>	木造平屋	H 元.4	32 年
みのり保育園	50 人	518.3 m <sup>2</sup>	鉄骨モルタル平屋	S56.4	40 年
有明ふたば保育園	130 人	909.7 m <sup>2</sup>	木造平屋	R2.12	0 年
有明わかば保育園	50 人	499.9 m <sup>2</sup>	木造平屋一部二階	R3.4	0 年
ありあけ幼稚園	130 人	1,113.7 m <sup>2</sup>	鉄骨造二階	R2.7	1 年
合 計	815 人				

### (4) 保育サービス

保護者の多様な勤務形態やニーズに配慮した保育サービスに取り組んでいます。

公立保育園、私立保育園を問わず町内の保育所は2ヶ月からの児童を受け入れており、全園で19時までの延長保育を土曜日も含めて行っています。

また、一時預かりについても、余裕活用型の一時預かり事業を推進しています。

その他、集団での保育が可能な障害児の受入れや食物アレルギー児にも対応するなど、保護者が安心して就労できるのは、この多様な保育サービスに支えられていると考えられます。

## (5)運営費等のしくみ

保護者が認可保育施設を利用した際の保育料については、公立・私立の別により異なることはなく、児童の年齢と世帯の所得階層が同じであれば、原則、町内のいずれの認可保育施設を利用しても同じ保育料が徴収されます。これは国が保護者から徴収し得る保育料の上限を定め、町が児童の年齢や世帯の所得ごとに条例で保育料を定めているからです。

一方、実際の保育サービスの提供に要する費用については、利用定員、児童の年齢、各施設の保育内容等により児童1人あたりの費用(公定価格)を国が定めています。そして、公定価格から国が定める上限保育料を控除した残りの部分(施設型給付費)を公費で負担しています。

私立保育園の在園児に係る施設型給付費については、国1/2、県1/4、町1/4の負担割合のもと、国と県の負担金があるのに対して、公立保育園の在園児に係る施設型給付費については、全て町の財源をもとに支出されます。この結果、公立の保育園と私立の保育園では保育園の運営費に係る財源が大きく異なることとなります。私立保育園の運営費が保育料と国、県、町の負担金を財源としているのに対し、公立保育園の場合には、国と県の負担金がないことから、その運営に要する費用は、保育料と町の財源のみで賄われています。

町費負担分	公定価格	国 1/2	施設型給付費	施設型給付費に係る国・県の負担金なし 全て町負担
		県 1/4		
		町 1/4		
		利用者負担軽減分	保育料額	利用者負担軽減分
		保育料		保育料
		【私立保育園の場合】		【公立保育園の場合】

### ●園舎建替えに係る費用

1園当たり、約2億円程度かかると見込まれる場合

公立保育園として町が建替えた場合、施設整備事業の地方債を利用して一部に地方交付税措置として見込まれるため町の負担額は、1億3千万円となります。

私立保育園が建替えた場合、補助金が活用できるため1/2国、1/4町費、1/4事業者の負担となり、町の負担額は、5千万円となります。公立と私立の町の負担の差額は8千万円となります。



## 2 白石町立あかり保育園のあり方検討委員会における議論の整理

### (1) 白石町の現状と課題

- 白石町においては総人口及び未就学児数は減少傾向にある中で、保育園や幼稚園を利用する児童の就園率(園児/5歳以下人口)は88.7%と高くなってきており、就労形態の変化等により保育ニーズも多様化してきていること。
- 白石町立あかり保育園は築43年を超え、耐用年数を迎え老朽化が進んでいること。
- 公立保育園は、制度上国県の補助金が活用できないために財政面で負担が大きいこと。
- 保育園及び認定こども園等の今後の利用児童数の推移を見据えながら、本町の保育の需給バランスを保つ必要があること。
- 町として様々な子育て支援に係る施策の充実が求められる中で、本町は厳しい財政状況に直面しており、公立保育園の建て替えを検討するには考慮する必要があること。

## (2) 本委員会であった主な意見

- 保育を必要とする乳幼児が増えている一方、本町においても児童数は減少しており、今後、保育ニーズも減少に転じることが見込まれる。  
小学校、中学校を統廃合しなければならない状態にあるならば、廃園の方向と考える。
- 公立保育園の運営費負担等が町の財政上困難であるという事情は理解できる。  
保育の質と量が確保されるのであれば、町の財政面から考えても、公立保育園の民営化については、いたしかたないと考える。
- 保育園の建て替えを考えれば、公立保育園として建て替える場合と民間に任せて建て替える場合とでは、町が負担する経費は大きく違う。
- 保育園は地域の子育て支援の拠点として存在しており、多様化する保育ニーズに対応しなければいけないし、子育て世代の地域コミュニティ形成に必要と考える。
- 園がなくなるということは、今後待機児童などの問題がある。  
子どもは少なくなっているが、預けたい保育園に預けられないという声も聞いたりする。  
子どもに影響がでないように、保護者が安心して仕事ができるような環境が必要である。
- 公立保育園がもっと積極的に、白石町の保育の中心的な存在として事業を実施し、町全体の保育を強化することも、公立保育園の役割だと考える。
- 公立保育園として存続するのであれば、白石町の保育の中心的な存在として、公立の特色というのは圧倒的に出さないと説明がつかない。

### (3)あり方検討委員会の意見のとりまとめ

本委員会は、委員会で出された、いずれの意見も十分に考慮されるべき意見であると考えます。

本町の少子化の状況、子育て支援策の維持や町財政等の状況を踏まえると、民間への移譲は有効な選択肢の一つという意見がありました。保育所の運営や整備にあたっては、公立保育園では受けられない国・県からの補助が見込まれることから、民間移譲による財政的な効果があることは確かです。しかし、今後の子どもの数の推移を鑑みると、将来的に保育士の職員調整や保育園の統廃合などの問題も考えられ、移譲の候補者選定においては慎重に検討する必要があります。

他に、少子化の状況を考えれば廃園の方向という意見がありましたが、逆に子育て世代の地域でのコミュニティ形成に必要という意見もありました。確かに、保育園は少子化の中で「量から質」へと変化しており、地域の子育て支援の拠点として多機能化し、低年齢児保育、延長保育、一時保育事業等の拡充を図ることで、子育て世代の地域コミュニティの核となっている部分もあります。現在の町内8小学校区のうち、ひとつの地域だけ保育園をなくすという事は、地域コミュニティ形成の面からも十分な検討と慎重な判断が必要と考えます。

一方で、公立保育園が白石町の保育の中心的存在として事業を実施することで、町全体の保育を強化することも公立保育園の役割という意見もあり、考慮すべき意見と考えます。しかしながら、町の財政が厳しい状況にあり、今後も公立保育園として継続する場合、運営費や建て替えの際の経費負担は大きな課題となっています。多額の経費負担をしてでも公立として継続するのであれば、公立としての役割や効果はこれまで以上に大きなものが求められます。

保育所は、子どもたちにとって初めて集団生活を経験するコミュニティであり、人間形成の基礎を培う場所であると同時に、保護者にとっては子どもの保育だけではなく子育てに関する相談や知識を得ることのできる場所でもあり、地域における子育て支援の重要な役割を担っています。今後、あかり保育園の運営方針を決定されるにあたっては、限りある財源と資源を有効に活用し、これまでの保育環境をできるだけ維持し、保育園が行う様々な地域子育て支援について、保育士不足や財政面などの理由で利用者に不利益が出ないよう、保護者や子どもたちが安心して地域の保育サービスを利用できるよう配慮すべきであると考えます。

### 3 検討委員会経過

開催年月日	会議の概要
令和3年 3月23日	<b>【第1回検討委員会】</b> 委員会設置 進め方の確認 白石町内保育園の現状について
令和3年 5月26日	<b>【第2回検討委員会】</b> 将来人口の考察について あり方の想定されるメリット・デメリットについて
令和3年 8月 6日	<b>【第3回検討委員会】</b> 意見の整理 課題の協議
令和3年12月6日 ～令和3年12月15日	<b>【第4回検討委員会】</b> 報告書(案)の検討と承認

## 白石町立あかり保育園のあり方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 白石町立あかり保育園(以下「あかり保育園」という。)の今後のあり方について、関係者等から意見を聴取し方策を検討するため、白石町立あかり保育園のあり方検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討委員会は、町長の求めに応じ、前条の事項について、意見を述べるものとする。

### (組織)

第3条 検討委員会は、委員7人以内とし、次に掲げる者をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 駐在員代表
- (2) 民生委員児童委員
- (3) あかり保育園保護者
- (4) 町内私立保育園長
- (5) 白石町議会文教厚生常任委員会委員
- (6) 社会福祉事業を行う団体の代表
- (7) その他町長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、初めての会議は、町長が招集する。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

### (委員以外の出席)

第7条 議長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、保健福祉課こども未来係において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。